

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

（全 国 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
		評価額	減額後の課税標準額						
法 第 349 条 の 3	第10項	日本放送協会	評価額の1/2の額	690	341	63,607,499	185	4,172,076	67,780,791
			減額後の課税標準額	483	65	43,399,083	185	2,823,028	46,222,844
	第12項	登録有形文化財等の敷地	評価額の1/2の額	42	72	1,139,814	336	-	1,140,264
			減額後の課税標準額	42	72	616,326	336	-	616,776
	第20項	特定地方交通線等	評価額の1/4の額	-	-	23,857	85	6,513,899	6,537,841
			減額後の課税標準額	-	-	16,388	85	4,590,498	4,606,971
	第23項	農業・食品産業技術総合研究機構	評価額の1/3の額	-	-	10,790	-	-	10,790
			減額後の課税標準額	-	-	7,553	-	-	7,553
			評価額の1/6の額	1,982	126	265,200	-	-	267,308
			減額後の課税標準額	1,982	126	185,640	-	-	187,748
	第24項	新関西国際空港(株)	評価額の1/2の額	3,816	-	19,334,307	-	111,742,242	131,080,365
			減額後の課税標準額	2,671	-	13,533,341	-	77,983,266	91,519,278
第28項	中部国際空港(株)	評価額の1/2の額	-	-	3,227,149	-	11,441,953	14,669,102	
		減額後の課税標準額	-	-	2,259,004	-	8,009,367	10,268,371	
法 附 則 第 15 条	第11項	並行在来線	評価額の1/2の額	-	-	50,918	1,007	5,571,426	5,623,351
			減額後の課税標準額	-	-	35,642	1,007	4,532,210	4,568,859
	第17項	成田国際空港(株)	評価額の5/6の額	-	-	-	-	237,205,724	237,205,724
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	166,404,315	166,404,315
	第20項	外資埠頭公社の 民営化に係る 承継特例	評価額の1/2の額	-	-	27,542,980	-	4,053	27,547,033
			減額後の課税標準額	-	-	19,161,817	-	2,810	19,164,627
			評価額の3/5の額	-	-	18,630,263	-	-	18,630,263
	第21項	日本郵政公社の 民営化に係る 承継特例	減額後の課税標準額	-	-	13,061,755	-	-	13,061,755
			評価額の3/5の額	-	-	307,687,659	-	20,783	307,708,442
	第24項	公益法人の所有 する能楽堂の 敷地	減額後の課税標準額	-	-	214,826,012	-	11,241	214,837,253
			評価額の1/2の額	-	-	410,614	-	-	410,614
				減額後の課税標準額	-	-	267,344	-	267,344

第 17 表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（全 国 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
		評 価 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額							
法附則第 15 条の 2 第 2 項	三島特例	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	226,386	-	13,600	7,350,195	7,590,181	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	154,247	-	13,600	5,214,682	5,382,529	
法附則第 15 条の 3 第 1 項	旅客会社等に係る承継特例	評 価 額 の 3/5 の 額	-	-	6,931,018	-	27,283	126,328,731	133,287,032	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	4,785,815	-	26,189	87,840,894	92,652,898	
		評 価 額 の 3/10 の 額	-	140	6,999,690	-	90,887	80,679,119	87,769,836	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	97	4,824,837	-	61,264	56,269,497	61,155,695	
平成 10 年改正法附則第 6 条第 9 項による旧法附則第 15 条第 19 項	指定法人等 大規模外貿埠頭	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	-	-	-	-	-	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	
平成 11 年改正法附則第 8 条第 8 項による旧法第 349 条の 3 第 27 項	農業・食品産業技術総合研究機構	評 価 額 の 1/6 の 額	-	-	1,151,009	-	-	-	1,151,009	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	805,706	-	-	-	805,706	
平成 18 年改正法附則第 13 条第 9 項による旧法第 349 条の 3 第 31 項	水資源開発機構	評 価 額 の 1/6 の 額	-	-	42,493	-	-	12,281	54,774	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	29,221	-	-	9,126	38,347	
平成 26 年改正法附則第 12 条第 8 項による旧法附則第 15 条第 27 項	指定会社等の特定用途港湾施設	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	-	-	-	-	-	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	計	評 価 額	6,530	679	457,281,646	-	133,383	591,042,482	1,048,464,720	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	5,178	360	317,969,731	-	102,666	413,690,934	731,768,869	

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（全 国 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計	
法附則第15条 の8第2項	新築貸家 住宅敷地	評 価 額	-	-	41,579,502	-	-	-	-	41,579,502	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	1,185,381	-	-	-	-	1,185,381	
法 附 則 第 29 条 の 5	第7項	宅地化農地・ 徴収猶予	市街化区域農地 としての評価額	4,852,105	443,103	473,117	-	-	-	5,768,325	
		徴収猶予分に相 当する課税標準額	1,341,247	123,986	150,854	-	-	-	-	1,616,087	
	第8項	宅地化農地・ 徴収猶予	市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	-	-
		徴収猶予分に相 当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第16項	宅地化農地・減額	市街化区域農地 としての評価額	1,078,897	7,856,045	1,376,191	-	-	219,982	-	10,531,115	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	321,233	2,300,443	306,524	-	-	106,276	-	3,034,476	
第17項	宅地化農地・減額	市街化区域農地 としての評価額	1,842,790	-	-	-	-	-	-	1,842,790	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	409,503	-	-	-	-	-	-	409,503	
法附則第55条 第4項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
法附則第55条 第6項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
法附則第55条 第8項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	235,671	15,341	115,279,327	15,480	-	10,260,466	-	125,806,285	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	118,641	7,853	28,280,774	7,721	-	3,345,973	-	31,760,962	
法 附 則 第 55 条 の 2	第4項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
	第6項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
第8項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	3,581,011	914,902	123,643,139	2,043,879	-	21,214,591	-	151,397,522	
	減額分に相当する 課 税 標 準 額	1,752,958	416,538	26,681,123	1,023,409	-	7,634,284	-	37,508,312		
法 附 則 第 56 条	第1項	東日本大震災によ る被災住宅用地に 係る特例措置	評 価 額	-	-	122,563,564	-	-	34,205	122,597,769	
		減額後の課税標準額	-	-	28,751,862	-	-	23,944	-	28,775,806	
	第10項	東日本大震災によ る被災代替住宅用 地に係る特例措置	評 価 額	-	-	4,182,585	-	-	2,389	4,184,974	
		減額後の課税標準額	-	-	1,065,352	-	-	1,061	-	1,066,413	
	第13項	居住困難区域内住宅 用地に係る代替住宅 用地の特例措置	評 価 額	7,052	-	1,829,645	-	-	-	-	1,836,697
		減額後の課税標準額	1,482	-	466,011	-	-	-	-	-	467,493
改正法の規定によるもの 平成24年改正法附則第8条第12項 （旧法附則第56条第13項）		評 価 額	-	-	135,255	-	-	-	-	135,255	
		減額後の課税標準額	-	-	42,328	-	-	-	-	42,328	

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

（大都市計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計	
法 第 349 条 の 3	第10項	日本放送協会	評価額の1/2の額	-	-	51,937,652	-	7	1,289,915	53,227,574	
			減額後の課税標準額	-	-	35,677,910	-	7	901,185	36,579,102	
	第12項	登録有形文化財等の敷地	評価額の1/2の額	-	-	32,542	-	-	-	32,542	
			減額後の課税標準額	-	-	6,844	-	-	-	6,844	
	第20項	特定地方交通線等	評価額の1/4の額	-	-	-	-	-	309,778	309,778	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	210,028	210,028	
	第23項	農業・食品産業技術総合研究機構	評価額の1/3の額	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
			評価額の1/6の額	-	-	242,949	-	-	-	-	242,949
			減額後の課税標準額	-	-	170,064	-	-	-	-	170,064
	第24項	新関西国際空港㈱	評価額の1/2の額	-	-	199,372	-	-	-	199,372	
			減額後の課税標準額	-	-	139,560	-	-	-	139,560	
	第28項	中部国際空港㈱	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
法 附 則 第 15 条	第11項	並行在来線	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
	第17項	成田国際空港㈱	評価額の5/6の額	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
	第20項	外貿埠頭公社の 民営化に係る 承継特例	評価額の1/2の額	-	-	27,542,980	-	-	4,053	27,547,033	
			減額後の課税標準額	-	-	19,161,817	-	-	2,810	19,164,627	
			評価額の3/5の額	-	-	18,630,263	-	-	-	18,630,263	
			減額後の課税標準額	-	-	13,061,755	-	-	-	13,061,755	
	第21項	日本郵政公社の 民営化に係る 承継特例	評価額の3/5の額	-	-	183,306,496	-	-	-	183,306,496	
			減額後の課税標準額	-	-	129,364,130	-	-	-	129,364,130	
第24項	公益法人の所有 する能楽堂の 敷地	評価額の1/2の額	-	-	372,849	-	-	-	372,849		
		減額後の課税標準額	-	-	243,652	-	-	-	243,652		

第 17 表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（大 都 市 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
		評 価 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額							
法附則第 15 条の 2 第 2 項	三島特例	評 価 額 の 1/2 の 額		-	-	55,090	-	-	4,077,140	4,132,230
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	36,056	-	-	2,916,919	2,952,975
法附則第 15 条の 3 第 1 項	旅客会社等に係る承継特例	評 価 額 の 3/5 の 額		-	-	6,030,428	-	-	81,448,695	87,479,123
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	4,171,644	-	-	56,161,052	60,332,696
		評 価 額 の 3/10 の 額		-	-	3,973,056	-	-	31,905,281	35,878,337
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	2,731,660	-	-	21,920,265	24,651,925
平成 10 年改正法附則第 6 条第 9 項による旧法附則第 15 条第 19 項	指定法人等 大規模外貿埠頭	評 価 額 の 1/2 の 額		-	-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-	-
平成 11 年改正法附則第 8 条第 8 項による旧法第 349 条の 3 第 27 項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評 価 額 の 1/6 の 額		-	-	1,151,009	-	-	-	1,151,009
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	805,706	-	-	-	805,706
平成 18 年改正法附則第 13 条第 9 項による旧法第 349 条の 3 第 31 項	水資源 開発機構	評 価 額 の 1/6 の 額		-	-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-	-
平成 26 年改正法附則第 12 条第 8 項による旧法附則第 15 条第 27 項	指定会社等の 特定用途 港湾施設	評 価 額 の 1/2 の 額		-	-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-	-
合 計	計	評 価 額		-	-	293,474,686	-	7	119,034,862	412,509,555
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	205,570,798	-	7	82,112,259	287,683,064

第 17 表 課税標準の特例等に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

(大 都 市 計) (単位: 千円)

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
法附則第15条 の8第2項	新築貸家 住宅敷地	評 価 額		-	-	5,555,856	-	-	-	5,555,856
		減額分に相当する 課 税 標 準 額		-	-	159,483	-	-	-	159,483
法 附 則 第 29 条 の 5	第7項	宅地化農地・ 徴収猶予	市街化区域農地 としての評価額		-	-	-	-	-	-
			徴収猶予分に相 当する課税標準額		-	-	-	-	-	-
	第8項	宅地化農地・ 徴収猶予	市街化区域農地 としての評価額		-	-	-	-	-	-
			徴収猶予分に相 当する課税標準額		-	-	-	-	-	-
	第16項	宅地化農地・減額	市街化区域農地 としての評価額		-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-
	第17項	宅地化農地・減額	市街化区域農地 としての評価額		-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-
法附則第55条 第4項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額		-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-	
法附則第55条 第6項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額		-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-	
法附則第55条 第8項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額		-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-	
法 附 則 第 55 条 の 2	第4項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額		-	-	-	-	-	
			減額分に相当する 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	
	第6項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額		-	-	-	-	-	
			減額分に相当する 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	
	第8項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額		-	-	-	-	-	
			減額分に相当する 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	
法 附 則 第 56 条	第1項	東日本大震災によ る被災住宅用地に 係る特例措置	評 価 額		-	47,876,321	-	-	47,876,321	
			減額後の課税標準額		-	10,028,857	-	-	10,028,857	
	第10項	東日本大震災によ る被災代替住宅用 地に係る特例措置	評 価 額		-	277,934	-	-	277,934	
			減額後の課税標準額		-	73,872	-	-	73,872	
	第13項	居住困難区域内住宅 用地に係る代替住宅 用地の特例措置	評 価 額		-	12,555	-	-	12,555	
			減額後の課税標準額		-	3,110	-	-	3,110	
改正法の規定によるもの 平成24年改正法附則第8条第12項 (旧法附則第56条第13項)		評 価 額		-	-	-	-	-		
		減額後の課税標準額		-	-	-	-	-		

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

（都 市 計）（単位：千円）

区 分			地 目		田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
			田	畑						
法 第 349 条 の 3	第10項	日本放送協会	評価額の1/2の額		690	341	10,941,317	156	2,771,125	13,713,629
			減額後の課税標準額		483	65	7,212,649	156	1,891,777	9,105,130
	第12項	登録有形文化財等の敷地	評価額の1/2の額		35	67	898,646	335	-	899,083
			減額後の課税標準額		35	67	503,611	335	-	504,048
	第20項	特定地方交通線等	評価額の1/4の額		-	-	19,596	85	5,430,717	5,450,398
			減額後の課税標準額		-	-	13,717	85	3,806,799	3,820,601
	第23項	農業・食品産業技術総合研究機構	評価額の1/3の額		-	-	10,790	-	-	10,790
			減額後の課税標準額		-	-	7,553	-	-	7,553
			評価額の1/6の額		1,982	126	22,251	-	-	24,359
			減額後の課税標準額		1,982	126	15,576	-	-	17,684
	第24項	新関西国際空港㈱	評価額の1/2の額		3,816	-	18,533,584	-	68,644,714	87,182,114
			減額後の課税標準額		2,671	-	12,972,836	-	47,814,996	60,790,503
第28項	中部国際空港㈱	評価額の1/2の額		-	-	3,227,149	-	11,441,953	14,669,102	
		減額後の課税標準額		-	-	2,259,004	-	8,009,367	10,268,371	
法 附 則 第 15 条	第11項	並行在来線	評価額の1/2の額		-	-	20,487	910	3,887,245	3,908,642
			減額後の課税標準額		-	-	14,341	910	3,172,194	3,187,445
	第17項	成田国際空港㈱	評価額の5/6の額		-	-	-	-	221,291,336	221,291,336
			減額後の課税標準額		-	-	-	-	154,818,791	154,818,791
	第20項	外貿埠頭公社の 民営化に係る 承継特例	評価額の1/2の額		-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額		-	-	-	-	-	-
			評価額の3/5の額		-	-	-	-	-	-
	第21項	日本郵政公社の 民営化に係る 承継特例	評価額の3/5の額		-	-	112,040,430	-	8,216	112,048,646
			減額後の課税標準額		-	-	76,996,614	-	5,849	77,002,463
	第24項	公益法人の所有 する能楽堂の 敷地	評価額の1/2の額		-	-	37,765	-	-	37,765
			減額後の課税標準額		-	-	23,692	-	-	23,692

第 17 表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（都 市 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
		評 価 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額						
法附則第 15 条の 2 第 2 項	三島特例	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	96,808	-	1,238	2,611,395	2,709,441
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	66,435	-	1,238	1,835,515	1,903,188
法附則第 15 条の 3 第 1 項	旅客会社等に係る承継特例	評 価 額 の 3/5 の 額	-	-	894,343	-	4,661	43,285,703	44,184,707
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	609,797	-	4,649	30,529,492	31,143,938
		評 価 額 の 3/10 の 額	-	-	2,534,209	-	89,598	41,201,862	43,825,669
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	1,750,231	-	59,975	28,795,335	30,605,541
平成 10 年改正法附則第 6 条第 9 項による旧法附則第 15 条第 19 項	指定法人等 大規模外貿埠頭	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
平成 11 年改正法附則第 8 条第 8 項による旧法第 349 条の 3 第 27 項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評 価 額 の 1/6 の 額	-	-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
平成 18 年改正法附則第 13 条第 9 項による旧法第 349 条の 3 第 31 項	水資源 開発機構	評 価 額 の 1/6 の 額	-	-	42,150	-	-	8,859	51,009
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	28,999	-	-	6,732	35,731
平成 26 年改正法附則第 12 条第 8 項による旧法附則第 15 条第 27 項	指定会社等の 特定用途 港湾施設	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	-	-	-	-	-
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
合 計	計	評 価 額	6,523	534	149,319,525	96,983	400,583,125	550,006,690	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	5,171	258	102,475,055	67,348	280,686,847	383,234,679	



第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（都 市 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計	
法附則第15条の8第2項	新築貸家住宅敷地	評 価 額	-	-	36,023,646	-	-	-	-	36,023,646	
		減額分に相当する課税標準額	-	-	1,025,898	-	-	-	-	1,025,898	
法附則第29条の5	第7項	宅地化農地・徴収猶予	市街化区域農地としての評価額	4,852,105	443,103	473,117	-	-	-	5,768,325	
		徴収猶予分に相当する課税標準額	1,341,247	123,986	150,854	-	-	-	-	1,616,087	
第8項	宅地化農地・徴収猶予	市街化区域農地としての評価額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		徴収猶予分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	
第16項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	1,078,897	7,856,045	1,376,191	-	-	219,982	-	10,531,115	
		減額分に相当する課税標準額	321,233	2,300,443	306,524	-	-	106,276	-	3,034,476	
第17項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	1,842,790	-	-	-	-	-	-	1,842,790	
		減額分に相当する課税標準額	409,503	-	-	-	-	-	-	409,503	
法附則第55条第4項	課税免除区域外となった土地及び家屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	
法附則第55条第6項	課税免除区域外となった土地及び家屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	
法附則第55条第8項	課税免除区域外となった土地及び家屋に係る特例措置	評 価 額	228,651	12,085	110,061,353	15,115	-	9,979,320	-	120,296,524	
		減額分に相当する課税標準額	114,268	6,022	26,944,423	7,539	-	3,179,457	-	30,251,709	
法附則第55条の2	第4項	課税免除区域外となった土地及び家屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	
第6項	課税免除区域外となった土地及び家屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	
第8項	課税免除区域外となった土地及び家屋に係る特例措置	評 価 額	3,024,582	792,358	111,769,678	1,540,966	-	15,833,001	-	132,960,585	
		減額分に相当する課税標準額	1,474,744	355,266	24,105,584	771,953	-	5,746,332	-	32,453,879	
法附則第56条	第1項	東日本大震災による被災住宅用地に係る特例措置	評 価 額	-	-	67,331,226	-	-	34,205	-	67,365,431
		減額後の課税標準額	-	-	16,683,238	-	-	23,944	-	16,707,182	
第10項	東日本大震災による被災代替住宅用地に係る特例措置	評 価 額	-	-	3,149,557	-	-	2,389	-	3,151,946	
		減額後の課税標準額	-	-	799,357	-	-	1,061	-	800,418	
第13項	居住困難区域内住宅用地に係る代替住宅用地の特例措置	評 価 額	7,052	-	1,741,662	-	-	-	-	1,748,714	
		減額後の課税標準額	1,482	-	442,519	-	-	-	-	444,001	
改正法の規定によるもの		評 価 額	-	-	128,277	-	-	-	-	128,277	
平成24年改正法附則第8条第12項（旧法附則第56条第13項）		減額後の課税標準額	-	-	40,744	-	-	-	-	40,744	

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

(町 村 計) (単位：千円)

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
法 第 349 条 の 3	第10項	日本放送協会	評価額の1/2の額	-	-	728,530	-	22	111,036	839,588
			減額後の課税標準額	-	-	508,524	-	22	30,066	538,612
	第12項	登録有形文化財等の敷地	評価額の1/2の額	7	5	208,626	-	1	-	208,639
			減額後の課税標準額	7	5	105,871	-	1	-	105,884
	第20項	特定地方交通線等	評価額の1/4の額	-	-	4,261	-	-	773,404	777,665
			減額後の課税標準額	-	-	2,671	-	-	573,671	576,342
	第23項	農業・食品産業技術総合研究機構	評価額の1/3の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
			評価額の1/6の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
	第24項	新関西国際空港㈱	評価額の1/2の額	-	-	601,351	-	-	43,097,528	43,698,879
			減額後の課税標準額	-	-	420,945	-	-	30,168,270	30,589,215
第28項	中部国際空港㈱	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
法 附 則 第 15 条	第11項	並行在来線	評価額の1/2の額	-	-	30,431	-	97	1,684,181	1,714,709
			減額後の課税標準額	-	-	21,301	-	97	1,360,016	1,381,414
	第17項	成田国際空港㈱	評価額の5/6の額	-	-	-	-	-	15,914,388	15,914,388
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	11,585,524	11,585,524
	第20項	外貿埠頭公社の 民営化に係る 承継特例	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
			評価額の3/5の額	-	-	-	-	-	-	-
	第21項	日本郵政公社の 民営化に係る 承継特例	減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
			評価額の3/5の額	-	-	12,340,733	-	-	12,567	12,353,300
	第24項	公益法人の所有 する能楽堂の 敷地	減額後の課税標準額	-	-	8,465,268	-	-	5,392	8,470,660
			評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-
				減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-

第 17 表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（町 村 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
		評価額	減額後の課税標準額							
法附則第 15 条の 2 第 2 項	三島特例	評価額の 1/2 の額	-	-	74,488	-	12,362	-	661,660	748,510
		減額後の課税標準額	-	-	51,756	-	12,362	-	462,248	526,366
法附則第 15 条の 3 第 1 項	旅客会社等に係る承継特例	評価額の 3/5 の額	-	-	6,247	-	22,622	-	1,594,333	1,623,202
		減額後の課税標準額	-	-	4,374	-	21,540	-	1,150,350	1,176,264
		評価額の 3/10 の額	-	140	492,425	-	1,289	-	7,571,976	8,065,830
		減額後の課税標準額	-	97	342,946	-	1,289	-	5,553,897	5,898,229
平成 10 年改正法附則第 6 条第 9 項による旧法附則第 15 条第 19 項	指定法人等 大規模外貿埠頭	評価額の 1/2 の額	-	-	-	-	-	-	-	-
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 11 年改正法附則第 8 条第 8 項による旧法第 349 条の 3 第 27 項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評価額の 1/6 の額	-	-	-	-	-	-	-	-
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 18 年改正法附則第 13 条第 9 項による旧法第 349 条の 3 第 31 項	水資源 開発機構	評価額の 1/6 の額	-	-	343	-	-	-	3,422	3,765
		減額後の課税標準額	-	-	222	-	-	-	2,394	2,616
平成 26 年改正法附則第 12 条第 8 項による旧法附則第 15 条第 27 項	指定会社等の 特定用途 港湾施設	評価額の 1/2 の額	-	-	-	-	-	-	-	-
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		評 価 額	7	145	14,487,435	-	36,393	-	71,424,495	85,948,475
		減額後の課税標準額	7	102	9,923,878	-	35,311	-	50,891,828	60,851,126

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（町 村 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
法附則第15条 の8第2項	新築貸家 住宅敷地	評 価 額	-	-	-	-	-	-	-	-
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-
法 附 則 第 29 条 の 5	第7項	市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	-	-
		徴収猶予分に相 当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-
	第8項	市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	-	-
		徴収猶予分に相 当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-
	第16項	宅地化農地・減額 としての評価額	-	-	-	-	-	-	-	-
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-
	第17項	宅地化農地・減額 としての評価額	-	-	-	-	-	-	-	-
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-
法附則第55条 第4項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-	-	-
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-
法附則第55条 第6項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-	-	-
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	-
法附則第55条 第8項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	7,020	3,256	5,217,974	365	281,146	5,509,761		
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	4,373	1,831	1,336,351	182	166,516	1,509,253		
法 附 則 第 55 条 の 2	第4項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	-	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	
	第6項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	-	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	
	第8項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	556,429	122,544	11,873,461	502,913	5,381,590	18,436,937		
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	278,214	61,272	2,575,539	251,456	1,887,952	5,054,433		
法 附 則 第 56 条	第1項	東日本大震災によ る被災住宅用地に 係る特例措置	-	-	7,356,017	-	-	7,356,017		
		減額後の課税標準額	-	-	2,039,767	-	-	2,039,767		
	第10項	東日本大震災によ る被災代替住宅用 地に係る特例措置	-	-	755,094	-	-	755,094		
		減額後の課税標準額	-	-	192,123	-	-	192,123		
	第13項	居住困難区域内住宅 用地に係る代替住宅 用地の特例措置	-	-	75,428	-	-	75,428		
		減額後の課税標準額	-	-	20,382	-	-	20,382		
改正法の規定によるもの 平成24年改正法附則第8条第12項 （旧法附則第56条第13項）		評 価 額	-	-	6,978	-	-	6,978		
		減額後の課税標準額	-	-	1,584	-	-	1,584		